

群馬県 LP ガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱

(通則)

第1条 群馬県（以下「県」という。）が実施する LP ガス利用者負担軽減支援金（以下「支援金」という。）の支給については、この要綱に定めるところによる。

(支給の目的)

第2条 支援金は、県内の LP ガス利用者の料金について、値引きを行う LP ガス販売事業者に対してその原資を支給することにより、物価高騰の影響を受ける県内の LP ガス利用者の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「一般消費者等」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等のうち、体積販売により県内でLPガスの供給を受けている者をいう。

2 この要綱において「LP ガス販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項に規定する液化石油ガスの販売に係る登録を受けている者であって、一般消費者等にLP ガスを販売する者をいう。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に定めるとおりとする。

1 LPガス料金に対する値引き原資の支援

(1) 支援対象金額

2, 200円（上限）×一般消費者等数（各一般消費者等1回限り。）

(2) 対象期間

令和5年8月料金（9月検針分）と同年9月料金（10月検針分）の期間の合計

2 実施のための経費支援

1 事業者あたり一律20,000円

(支給対象者)

第5条 支援金の支給対象者は、次に掲げる者とする。

1 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 一般消費者等に対して、LP ガス料金に係る令和5年8月料金（9月検針分）から同年9月料金（10月検針分）の期間に値引きを行うこと。

(2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(4) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

エ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(6) 群馬県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(8) この要綱による支援金の支給を受けていないこと。

(9) 関係法令や基準等を遵守すること。

(10) 別表に掲げる者でないこと。

2 前条の規定にかかわらず、次に掲げることを遵守する者。

(1) 支援金を交付の目的に反して使用してはならない。

(2) 支援事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出についての証拠書類を支援事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(3) 支援事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方及び間接補助事業者としない等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(支給申請兼請求)

第6条 支援金の支給を受けようとするLPガス販売事業者は、知事が別途定める期日までに支援金支給申請・請求書（様式第1号）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請が、適当であると認めた場合は、支給すべき額を決定し通知するものとする。

3 支援金は、前項の規定により支給すべき支援金の額を確定した後に支給するものとする。

(支援金支給決定の取消し)

第7条 知事は、支給対象者が次のいずれかに該当する場合は、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合の他、支援金の支給の目的に著しく反する行為があったとき。

(支援金の返還)

第8条 支援金の支給を受けた支給対象者が前条の規定により支給の決定を取り消された場合、速やかに当該支援金の全部又は一部を県に返還しなければならない。

(報告等)

第9条 知事は、必要がある場合は、支給対象者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第5条関係）

- (1) 暴力団（群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。